

## 免 税 軽 油 の 範 囲 （ 概 要 ）

※ 「専ら」とは、80%以上を占めることをいいます。

※ 道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものは免税対象外です。

※ この表はあくまでも概要です。詳しくは各県税事務所へお問い合わせください。

平成30年4月1日現在

区 分	用 途	対 象 機 械
1 石油化学製品製造業を営む者	1 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油 剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ溶剤を製造するための原料 (ノルマルパラフィンにあつては、ノルマルパラフィンとなる部分に 限る。)の用途 2 ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファ スポリマーの粘性低下の用途	
2 船舶の使用者	船舶の動力源の用途	船舶法の規定による船舶、 漁船、浚渫船等
3 自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車(標識を付したものを除く。)その他これらに類する機械の電源又は動力源の用途	有線・無線通信機、防衛用 レーダー、自動車、電波機 械、高射砲等の駆動装置等
4 鉄道事業又は軌道事業を営む者 その他専用の鉄道を設置する者 及び専用側線において車両の入 替作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両の動力源の用途	ディーゼル機関車・気動 車、客車の冷暖房用機器等
5 日本貨物鉄道株式会社(同社は 上記の鉄道事業を営む者にも該 当します。)	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内その他これに 類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において、専らコンテナ 貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械の 動力源の用途	フォークリフト等
6 農業又は林業を営む者、委託を 受けて農作業を行う者、農地の 造成又は改良を主たる業務とし る者及び素材生産業を営む者 (一定の制限のあるものがあ ります。)	動力耕うん機その他耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用 機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可 搬式チップ製造機の動力源の用途	プラウ、トラクター、ブル ドーザー、病害虫防除機 (動力噴霧機)、脱穀機等
7 セメント製品製造業(生コンク リート製造業を除く。)を営む 者	事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのため に使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途	フォークリフト、ショベル ローダ等
8 生コンクリート製造業を営む者 (製造した生コンクリートを事 業場外において自ら運搬するも のを除く。)	事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフ トその他これらに類する機械の動力源の用途	フォークリフト、ショベル ローダー、ホイールロー ダー、バックホー、ブル ドーザー
9 電気供給業を営む者	汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによる ものに限る。)の用途	汽力発電装置
10 鉱物(岩石及び砂利を含む。)の 掘採事業を営む者	さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内 において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動 力源の用途	さく岩機、パワーショベル 、ブルドーザー、ショベル ローダー、ダンプカー等
11 とび・土工工事業を営む者 (とび・土工工事業の許可を受 けて専らとび・土工・コンク リート工事を行う者)	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において、専らくい打ち、 くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械(カタビラを有し ないものを除く。)の動力源の用途	くい打ち機、くい抜き機、 ブルドーザー、パワーショ ベル、クレーン等
12 鉱さいバラス製造業を営む者	事業場内において、専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積もしくは 積込みのために使用する機械の動力源の用途	ブルドーザー、トラクター 等
13 港湾運送業を営む者	港湾において、専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他 これに類する機械の動力源の用途	ブルドーザー、モーターグ レーダ、ショベルローダー 等
14 倉庫業を営む者	倉庫において、専ら倉庫業のために使用するフォークリフトその他こ れに類する機械の動力源の用途	フォークリフト、ショベル ローダ等
15 鉄道(軌道を含む。)に係る貨 物利用運送事業又は鉄道貨物積 卸業を営む者	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内において、専 ら鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道により運送さ れる貨物の鉄道(軌道を含む。)の車両への積込み若しくは積卸しの 事業のために使用するフォークリフトその他これらに類する機械の動 力源の用途	フォークリフト、ショベル ローダ等

## 免 税 軽 油 の 範 囲 （ 概 要 ）

※ 「専ら」とは、80%以上を占めることをいいます。

※ 道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものは免税対象外です。

※ この表はあくまでも概要です。詳しくは各県税事務所へお問い合わせください。

平成30年4月1日現在

区 分	用 途	対 象 機 械
16 航空運送サービス業を営む者	一定の公共の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルドローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械の動力源の用途	パッセンジャーステップ等のほか、トランスポーター、ハイリフト・ローダー、フォークリフト、航空機けん引車等
17 廃棄物処理業を営む者	廃棄物の埋立地内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途	スクレーパー、ドラグライン、ホイールローダ、トラック等
18 木材加工業（一般製材業・単板製造業など10業種に限る。）を営む者（専ら営む者である必要があります。）	事業場内において、専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途	フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン
19 木材市場業（一定のものに限る。）を営む者	事業場内において、専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途	フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン
20 たい肥製造業（パークたい肥製造業に限る。）を営む者	事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途	ショベルローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等
21 索道事業を営む者	索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途	ゲレンデ整備車、圧雪車、スノーマシン

注) 以下の業種に対する免税措置は廃止。

(1) 平成24年3月31日をもって廃止された業種(6業種)

・電気通信事業 ・放送事業 ・建設用粘土製品製造業 ・鉄鋼業 ・自動車教習所業 ・ゴルフ場業

(2) 平成27年3月31日をもって廃止された業種(4業種)

・海上保安庁(航路標識) ・警察(電気通信設備) ・消防(電気通信設備) ・陶磁器製造業

(3) 平成30年3月31日をもって廃止及び縮小された業種(2業種)

【廃止】・地熱資源開発事業 【縮小】・電気供給業におけるガスタービン発電